

報 告 第 2 号

令和7年4月23日

代理行為の承認について

合同訓令の一部改正について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教委規則第4号）第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

府中町教育委員会教育長

（ 別 紙 ）

府教委総発第4976号

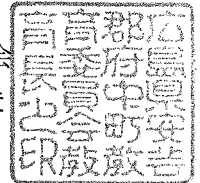
令和7年3月27日

府中町長 寺尾 光司 様

(総 務 課)

府中町教育委員会

教育長 新田憲章



合同訓令の一部改正について (回答)

令和7年3月19日付け府総発第6065号で協議のあったこのことについては、同意します。

訓令名

府中町職員の身分証明書に関する規程 (平成5年合同訓令第1号)

府総発第6065号
令和7年3月19日

府中町教育委員会教育長
新田 憲章 様

府中町長 寺尾 光司
(総 務 課)



合同訓令の一部改正について（協議）

このことについて、別紙のとおり一部改正することについて協議します。

訓令名

府中町職員の身分証明書に関する規程（平成5年合同訓令第1号）

改正理由

令和7年度より職員課を新設する組織改正を行うため、関連する規程の一部を改正するもの。



府中町職員の身分証明書に関する規程の一部を改正する訓令（案）

府中町職員の身分証明書に関する規程（平成5年合同訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条、第6条、第8条及び第9条中「総務課長」を「職員課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

府中町職員の身分証明書に関する規程新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第4条 [略] (身分証明書の書換え交付) 第5条 職員は、氏名に異動があつた場合には、その旨を総務企画部<u>総務課長</u>（以下「<u>総務課長</u>」という。）に申し出て、身分証明書の書換え交付を受けなければならない。 (身分証明書の再交付) 第6条 職員は、身分証明書を汚損し、若しくは棄損し、又は紛失したときは、遅滞なくその旨を<u>総務課長</u>に届け出て、身分証明書の再交付を受けなければならない。 第7条 [略] (整理簿) 第8条 <u>総務課長</u>は、整理簿を備え、身分証明書の交付、返納その他必要な事項を記載しなければならない。 (検閲) 第9条 所属の長及び<u>総務課長</u>は、必要に応じて身分証明書の検閲を行うことができる。	第1条～第4条 [略] (身分証明書の書換え交付) 第5条 職員は、氏名に異動があつた場合には、その旨を総務企画部<u>職員課長</u>（以下「<u>職員課長</u>」という。）に申し出て、身分証明書の書換え交付を受けなければならない。 (身分証明書の再交付) 第6条 職員は、身分証明書を汚損し、若しくは棄損し、又は紛失したときは、遅滞なくその旨を<u>職員課長</u>に届け出て、身分証明書の再交付を受けなければならない。 第7条 [略] (整理簿) 第8条 <u>職員課長</u>は、整理簿を備え、身分証明書の交付、返納その他必要な事項を記載しなければならない。 (検閲) 第9条 所属の長及び<u>職員課長</u>は、必要に応じて身分証明書の検閲を行うことができる。